

The background of the cover features a large, abstract sculpture made of polished, metallic rings. The rings are interlocked and curve upwards, creating a sense of movement and connection. The sculpture is set against a bright blue sky with soft, white clouds. The overall aesthetic is clean, modern, and optimistic.

SCHOOL SOCIAL WORKER

スクールソーシャルワーカー

実践活動事例集

平成20年12月

文部科学省

S.S.W.

スクールソーシャルワーカー

実践活動事例集

Contents

はじめに	p.02
------	------

I章 スクールソーシャルワークの在り方	p.04～p.33
1 スクールソーシャルワーカーとは何か	p.04
2 スクールソーシャルワーク活動におけるソーシャルワークとは	p.08
3 ケース会議、ケース記録の活用	p.12
4 スクールソーシャルワーカーが「つなぐ」関係機関	p.30

II章 教育委員会・学校の実践	p.34～p.64
1 教育委員会の実践	p.34
(1) 都道府県教育委員会での取組	
・群馬県、大阪府、香川県、熊本県	
(2) 市区町村教育委員会での取組	p.50
・茨城県結城市、東京都杉並区	
2 教育委員会指導主事とスクールソーシャルワーカーの協働	p.57
3 学校とスクールソーシャルワーカーの協働	p.61

III章 スクールソーシャルワーカーの活動	p.65～p.89
1 スクールソーシャルワーカーの実践活動	p.65
2 スクールソーシャルワーカーの事例報告	p.78

参考資料	p.90～p.91
・「スクールソーシャルワーカー活用事業」の関連資料	

※本実践事例集の本文中、用語の統一を図るため、スクールソーシャルワーカーについては、「SSW」と記述している。

はじめに ～スクールソーシャルワーカーを活用した取組について～

平成20年度、文部科学省では、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施しています。ここでは、文部科学省が事業を実施した背景、事業の概要とともに、本実践事例集についてご説明したいと思います。

事業実施の背景

いま、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化が、いじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動等にも影響を与えている。平成7年度から、文部科学省では、児童生徒の心の問題をケアするため、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの導入を進め、現在、全国の公立中学校に配置するとともに、新たに、小学校への配置も進めるなど、その充実に努め、一定の成果を挙げているところである。しかし、こうした心の問題とともに、児童生徒の問題行動等の背景に、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは解決困難なケースについては、積極的に関係機関等と連携した対応が求められているところである。

文部科学省では、こうした生徒指導上の諸課題に対応した効果的な取組を進めるため、一部の地域で活用されていた社会福祉等の専門家であるSSWに着目し、平成20年度から「SSW活用事業」を展開している。

事業の概要

文部科学省で実施されている「SSW活用事業」においては、多くの地域で、その実情に応じた取組が展開されており、①SSWの適切な配置の在り方、②SSWを活用した、児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働き掛けの在り方、③SSWを中核とした関係機関等の効果的な連携の在り方などに関する調査研究を行っている。

今後、各地域で行われている取組の成果や課題等を十分に検証・分析するとともに、本年度、文部科学省に設置されている「教育相談等に関する調査研究協力者会議」の審議等を踏まえ、効果的な活用方法等について全国へ紹介することとしている。

なお、「SSW活用事業」においては、SSWの人材について、次のとおりとしている。

社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者を「SSW」として選考することができる。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

実践活動事例集について

いじめや不登校、暴力行為など、生徒指導上の課題が山積し問題が深刻化するなかで、SSWに寄せられる期待は非常に大きいものがある。しかし、その一方で、多くの地域において、SSWを活用した取組は新たな施策であり、一部で戸惑いの声もある。そのため、教育委員会や学校がSSWに対して適切な理解や認識を持って、SSWを効果的に活用できるようにするとともに、SSWが、自ら有する専門性を教育現場で十分に発揮し、子どもたちへのより一層の支援に資するよう、本実践活動事例集を作成することとしたものである。本実践活動事例集の構成は、専門家による理論編、教育委員会や学校関係者による実践編、SSWによる活動（事例）編に分けており、できるだけ専門用語の使用を避け、平易な文章で作成するなど、スクールソーシャルワークに初めて出会う人にも分かり易く伝えられるよう工夫した。

SSWを活用した取組については、現在、文部科学省における「SSW活用事業」のほか、自治体で独自に取り組まれている例もあり、SSWの概念も未だ統一されたものではなく、また、SSWの活用の在り方についても、専門家や教育関係者等によって様々な意見があるところである。

本実践活動事例集は、こうした様々な意見があるなかで、地域の実情に応じた取組の充実や推進を図るため、その一つをお示ししているものであり、今後、各地域でSSWの効果的な取組が進められていく上で、本実践活動事例集を一つの契機として、専門家、教育委員会や学校関係者、SSWなどからの活発な議論を期待したい。

最後に、本実践活動事例集の作成に当たっては、お忙しいなか、貴重な事例等をお寄せいただいた専門家、教育委員会や学校関係者、SSWの関係各位に心から敬意を表するとともに、厚く御礼を申し上げる次第である。

平成20年12月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 磯谷 桂介

I 章：スクールソーシャルワークの在り方

1. スクールソーシャルワーカーとは何か

立命館大学：野田 正人

ポイント

- SSWは、児童生徒だけではなく、教師と学校組織が教育の力を発揮するための支援の役割もある。
- SSWは、スクールソーシャルワーク的視点をもって、教師との協働を常に意識する。
- SSWは、スクールカウンセラー等と協働して対応すれば、それぞれの専門性がより純化して発揮できる。
- SSWは、情報を的確に管理し、適切に活用することが重要である。

1. SSWの導入

スクールソーシャルワークは、ちょうど100年前のアメリカにおいて、登校などに課題のある生徒に適切な支援を行うためには、その背景を正しく理解することが不可欠であり、そのためには、学校と家庭とを視野に入れた活動が不可欠であるとして導入された、訪問教師にそのルーツがあるとされている。

日本においては、従来から教師は積極的に家庭を視野に入れた対応を行い、家庭訪問などを通じて生徒指導にも力を発揮し成果も上げてきた。しかし、学校と保護者との関係の変化や、子どもや家族を支援する医療や福祉制度の複雑化などから、従来の教育相談や生徒指導上の困難さが高まり、加えて、最近では特別支援教育における子ども理解や児童虐待への対応などより進んだ子ども支援が求められており、不登校やいじめ、暴力行為などの問題行動等への対応の充実が焦点の課題である。

そのような学校について、古くは学校医や学校看護婦にはじまり、平成7年度からはスクールカウンセラーなど、教師とは異なる専門性を有する人材が学校の役割を応援する形で導入されてきた。

そして、平成20年度からは、文部科学省において、「SSW活用事業」が開始される運びとなった。まさに平成20年度は、「スクールソーシャルワーク元年」と言える。

ソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門職を示す言葉であるが、日本語に翻訳しにくい多義性を有しており、福祉の分野でもソーシャルワーカーとカタカナ表記されてきた。これまで活動経験のない学校を中心としたソー

シャルワークが求められているものであることから、単にスクールソーシャルワークをどこかから移植するというものではなく、児童生徒の状況、各学校や地域の実情を踏まえた、日本型のSSWのあり方を研究し、積み上げる必要がある。

そこで求められる姿勢は、児童生徒・保護者と教師との営みをより効果的なものとする支援である。学校は、児童相談所や福祉事務所のよう、狭義の社会福祉を目的とした機関ではない。しかし、教育活動が充実し学習が保障されることは、子どもの健全育成に資するものであり、まさに福祉を充実する営みであるとも言える。これまでも医療福祉や司法福祉などの領域では、福祉をその機関の直接の目的とはしていないが、ソーシャルワーク活動が重視され、むしろこれらの分野がソーシャルワークの構築に大きな役割を果たしてきた。そこでは、福祉が福祉として独立するのではなく、その機関、例えば病院や司法機関などが利用者のために十分に機能することを目指して、ソーシャルワーカーが求められ評価されてきたのである。

このSSWの活動においても、教師と学校組織が教育の力を十二分に発揮できるよう支援するような役割が重要である。その点では、SSWが主人公であったり、ヒーローであってはならない。教員から課題を何でも吸い上げてひとり頑張って解決するという仕事ではないし、そのような誤解を与えることも好ましくない。できる限り「黒子（くろこ）に徹する」姿勢を心掛けることが大切である。

2. スクールソーシャルワークの視点と働き方

(1) スクールソーシャルワークは個人と環境を考える

SSWは、学校を基盤としてソーシャルワークを実践することになる。その際必要な視点は、ある個人が問題を抱えている場合に、その人単独で問題を抱えている存在と考えないことである。社会（ソーシャル）つまりはその人と、彼をとりまく人々のつながりとの中で、問題が生じることもあれば、問題が解決されることもある。そのような視点や方法論を持つことが、ソーシャルワークの特徴である。それは「個人と環境とに目を向ける」とも表現できる。ソーシャルワークの特徴は、ある人の抱える課題の軽減や克服を支援しようとするとき、その人と同時にその人の置かれた環境に関心を向け、個人に働きかけようとするだけではなく、環境にも、あるいは個人と環境との関係にも働きかける視点をもつということである。

しかし、前述のとおり、そのすべてをSSWが担うということでもないし担えるはずもない。個人の最も狭い領域としては、個人の抱える病や心理的な悩み、ストレスなどを視野に入れる必要がある。その一方で広い領域では、経済状況や雇用状況、国際化や都市化などが人に与える影響など、法制度や社会・文化に関わることもソーシャルワークでは重要な視点ということになる。このようなことをひとりのソーシャルワーカーが担えるはずがないため、ソーシャルワークでは、常に他の人と共に働くことを意識する必要がある。SSWの場合、教師との協働は最も基本となるものである。

(2) SSWの働き方

SSWの活動例のうち効果的であったものに、以下のような手順で進めたものがある。

- 1 人の行動には必ず理由（原因）があると考ええる。
- 2 その理由を、個人と環境との関係の中で見出そうとする。
- 3 理由を見出すためには、情報を集め分析することが役立つ。
- 4 理由が見出せたら、それに対する最善の対応策を考える。
- 5 その対応策を、関係者で分担して実施する。

- 6 その実施した結果を振り返って、次の対応策を改善する。

このモデルの1から3をアセスメント（見立て）、4から5をプランニング（手だて）と呼ぶ場合もある。また、4から6の繰り返しは、PDCAのサイクルに細分化して考えることもできる。要するに、情報を集め見直しをもった対応を行うことで、これまで問題行動など、出来事が生じてから対応していたような事柄に、見直しを持つことで、先手を打った対応が可能となることで対応にも余裕ができ、そのことが児童生徒の問題の改善にもつながるという対応である。もちろん、このような活動はSSWが一人で行うのではなく、教師との協働を常に意識することが求められる。

(3) SSWと学校との相互作用

SSWの活動の特徴の一つは、情報を非常に重視するということである。それもSSW自身で集めるだけではなく、他の人がもっている情報を受け取り、それを生かしてアセスメントをしたり、プランを立てたりということを頻繁に行うことになる。

例えば、不登校の児童がいるとする。担任教師はどうすべきか迷っている。そこでSSWは、子どもに関する情報を整理しながら、担任教師が前回家庭訪問したときの様子も聞き、その担任と一緒にアセスメントを試みる。ちょうど前年度の担任も学校にいたので、その先生からも話を聞く。その上で、保護者の話を先に聞くかどうか、その場合呼んだら来ていただけるなどを検討する。保護者に会うために家庭訪問をするのは簡単だが、その場合に子どもに与える影響や、その後の対応にどのような変化やリスクを及ぼすかも検討する。その結果、まずは母親に一度学校に来てもらい、その折にスクールカウンセラーにも会えるように手配することにした。

このような働き方は、SSWが何を考えているのかを教師に伝えることになる一方で、SSWにとっても教師の考え方を学ぶまたとないチャンスとなる。しかし、事例によっては、このように担任を核に少人数で対応でき

I 章：1. スクールソーシャルワーカーとは何か

る場合だけではなく、もっと多数の教師との情報交換が必要な場合がしばしば見られ、その場合には関係する教職員が一堂に会する、校内ケース会議の形をとった方が効果的なことが多い。教職員が多忙なため、ケース会議を開催することが困難な学校も少なくないが、ケース会議の有用性が理解されると、「10回の家庭訪問より、1回のケース会議」というように学校全体の動き方も変化する場合が多い。

このように、ケース会議の開催や進行が円滑に進むようになるためには、学校全体のシステムが明確であり、コーディネートの役割を果たす教員の姿勢や力量、管理職のリーダーシップ、教員同士の一体的行動など、学校組織の全体的力量の向上が不可欠であり、成果が上がることは、とりもなおさず学校の組織的力量の向上ということでもある。

また、ひとり一人の児童生徒を、個人と環境との関係に目を向け、背景を知って対応するというスクールソーシャルワーク的視点が、学校内で共有されると、それまでは問題のある児童生徒であり、教師にとって困った子が、実は背景に大きな問題を抱えていること、子ども自身が困っているのだということが見えてくる。そこで、「問題のある児童生徒は、問題を背負わされた子」「困った子は、困っている子」という子どもの見方の変化が生じる。このようなまなざしの変化は、支援のポイントをつかみやすくさせ、子どもに肯定的なメッセージを伝えることにもなるため、関係が改善し、教師にもゆとりが生まれ、事態が大きく改善する場合も少なくない。それにとどまらず、子どもの背景に目を向けることから、関係機関と積極的に連携しようとするなど、教師や学校の「抱え込みからの脱却」にも効果がある。

(4) S S Wの情報の扱い方

S S Wの活動が情報に基づく面が大きになると、その情報の経路が小学校、中学校、特別支援学校など学校種によって、またそれぞれの学校や学年によって異なることがあるため、その情報経路の特性に応じた関与の仕方をとることになる。

例えば、一人の児童生徒について、小学校では担任を含む数人からの情報でことが足りることも多いが、中学校では最低でも10人近い教師との協働が必要となること

があるため、ケース会議の必要性が高くなる。

また学校によっては、従来から生徒指導と教育相談とがまったく別の組織となっていて、校内での立ち歩きは生徒指導、不登校は教育相談というように、行動や現象面で区分され、教育相談はスクールカウンセラーというように、対応についても区分されている例が見られた。近年それに特別支援教育に関する指導体制が開始され、結果的に3チャンネルの相談指導体制が、それぞれ独立的に動いている場合がある。しかし、スクールソーシャルワーク的な視点からは、このような行動や現象面での区分が問題なのではなく、いずれも何らかの理由からその行動や現象が見られるわけであるから、まずはその理由を明らかにする活動を始めることになる。

例えば、問題行動等の背景に児童虐待のある事例では、多動傾向が幼少時から続くため、発達障害と思われる特別支援の対象と考えられている事例や、ネグレクトの影響で学校に来られない不登校の事例もある。このように問題行動等の背景の課題は共通でも、示す行動が異なる場合など、校務分掌を越えた相談調整機能が期待されるし、そこでのアセスメントにS S Wが関与できるのであれば、非常に有効に働くことができよう。いずれにしてもS S Wは対象となる行為で活動を弁別するのではなく、その背景にある理由に関心を向ける活動が中心となる。もちろん、学校により重点的に対応する事象を限定してかかわるといことは有り得るが、その事象ごとに対応の方法を違える部分と、共通している部分とを意識した活動を検討することは重要である。

また情報を中心に据えた活動を行うためには、情報を系統的に収集し、記録し、分析し、伝達するといった活動が基本技能としても重要になる。このことは、直接自分で情報を確認しに行くという意味ではない。例えば問題行動を示す児童生徒が登校したからといって、S S Wが児童生徒や保護者に必ず会いに行くわけでもない。児童生徒や保護者への面接は、ラポール（信頼関係）のできた教師や、スクールカウンセラーの方が効果的な場合も少なくない。

S S Wは、自分で出来るか出来ないかではなく、誰がその役割を果たすことが最も良いのかを常に検討する姿勢が大事で、「出来ることと、やることと、やるべきことは異なる」という点の吟味を怠ってはならない。

3. SSWとスクールカウンセラーの協働

スクールカウンセラーが文部科学省の事業として導入されて13年が経過している。その間にもその役割や活動の方法について様々な議論がなされ、一定の方向性は示されてはいるものの、地域の実情等により異なった活動形態が見受けられる。スクールカウンセラーの中核的職種は臨床心理士であり、この資格は原則大学院の養成課程で取得し、5年毎の更新制を採用している。この臨床心理士の業務は、①臨床心理アセスメント、②臨床心理面接、③臨床心理的地域援助、④臨床心理学的研究、の四つに整理されていることが多く、中でも③については、地域や環境という点を視野に入れ予防を重視する領域で、ソーシャルワークと近い方法論といえることができる。そのため、この領域をスクールソーシャルワーク的な活動領域と考えると、スクールカウンセラーはソーシャルワークも行うことができると表現される場合もあるようである。しかし、スクールカウンセラーの主たる関心は個人の心と行動に関することと考えることが自然であろう。

ときにスクールカウンセラーは「聴く仕事」「待つ仕事」「相談室で行う仕事」、対してSSWは「つなぐ仕事」「出かける仕事」「環境に働きかける仕事」などと表現される場合もある。イメージとしては、なかなか言い得て妙なものがあるが、先ほどの臨床心理的地域援助や、その中心的理論であり、1960年代からアメリカなどで発展したコミュニティー心理学などの知見を生かして、地域に働きかけるスクールカウンセラーもいれば、SSWも児童生徒や保護者に面接することもあるわけで、まずは両者の活動は見かけ上はある程度重なっていると考えべきである。それ故に、両者はどのような協働関係のもとで活動できるのかを検討することが必要である。カウンセラーとソーシャルワーカーの協働している例は、児童相談所であり、ここでは児童福祉司と児童心理司とが、協働して事例に対応している。もちろんいずれかが、その守備範囲を大きくはみ出しているのではないかと思われるような仕事の仕方をする場合もあるが、基本的に両者の間ではそれなりの役割分担がなされている。

SSWとスクールカウンセラーの場合も同様で、教師も含めた三者で協働できればまさに文殊の知恵が発揮できるのであり、そのような関係下では、それぞれの専門性がより純化して発揮できるわけであるから、その成果

に期待したい。

4. SSWの活動と情報の守秘

スクールカウンセラーの活動においては、守秘義務を強調し過ぎるあまりに、校内で情報の共有が不十分で、いろいろ課題となる場合もある。そこでカウンセラー個人レベルの守秘ではなく、学校組織が全体として守秘義務をもつという「集団守秘義務」というような概念で説明される場合がある。基本的にSSWにおいても、不用意に情報を漏らしてはならないことは当然であり、スクールカウンセラーと同じようなジレンマを持つ場合もある。もっともSSWの役割からすれば、情報については守秘以前に、他者と情報を共有することにこそ意味のある場合が多く、また自身も情報を受け取ることが大切であるから、情報を守るというより、情報を常に的確に管理し、その情報を適切に活用しているかどうかに関心を向ける必要がある。このことは校内だけではなく、校外の関係機関との場合でも同様であり、適切に情報交流することはSSWの大事な役割であることを意識しておく必要がある。

なお、この守秘に優越する場面が、児童福祉法や児童虐待防止法が規定する要保護児童（保護者がいないか、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと）や児童虐待の場合である。これに該当すると思われた場合は、児童相談所や市町村への通告義務が定められており、特に児童虐待の場合は、速やかに通告する義務がかかっている。このような場合には、当事者が誰にも言ってくれるなどと言っても、通告する義務は存在し、むしろ言ってくれるなどという事例の方が危険性の高い場合が多いことから、守秘の問題やソーシャルワークで言うところの「自己決定の原則」とは異なる行動をとる必要がある。実際にSSWとして校内での相談に応じると、非行や児童虐待や問題行動など、本人の意向に反して「介入的な援助」を必要とする事例に多く出会うため、管理職などへの報告・連絡・相談も大切であり、その点でも情報の適切な活用を意識する必要がある。

また、「介入するかどうか」の判断は、学校で一人の場合、ベテランのSSWでも困難な場合が少なくなく、専門性の担保及び向上のため、スーパービジョン体制が整備されていることが望ましい。

I 章：スクールソーシャルワークの在り方

2. スクールソーシャルワーク活動におけるソーシャルワークとは

日本社会事業大学：山下 英三郎

ポイント

- スクールソーシャルワーカーとして活動するためには、「ソーシャルワーク」に関する知識を有することが必要。
- スクールソーシャルワークの基本原則は、「子どもの利益の最優先」、「自己決定」、「秘密の保持」である。

1. はじめに

スクールソーシャルワークとは、ソーシャルワークの価値及び方法論をもって学校を基盤にして行う活動のことである。したがって、ソーシャルワークに関する知識を有することがSSWとして活動する上では前提条件となる。同時に、学校を基盤とした活動である以上、教育に関する知識を有することも求められる。ただ、留意しておきたいことは、「学校を基盤とする」ということは、特定の学校に配置された活動形態のみを指すのではないということである。スクールソーシャルワークという学校とは、広義に学校及び学校関連の機関、つまり教育現場を意味する。

SSWは教育現場に介在し、学校生活を過ごす中で様々な困難に直面している子どもたちの生活の質を高めるための支援活動を行うことを目的とするが、ここではソーシャルワークの価値観や方法論、役割、機能などについて簡潔に記すこととする。

2. ソーシャルワークの価値

ソーシャルワークにおいては、IFSW(国際ソーシャルワーク連盟)という組織によって採択された国際定義がある。それによると、「ソーシャルワークの職業上の価値は、すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている」と述べられている。

すべての人々が、性別や年齢、思想、信条、人種、経済的な立場などに関わりなく、対等な存在であり価値を有するとするこの理念は、ソーシャルワーク活動の根幹をなすものである。SSWと子どもとの関係、家族との関係、また学校関係者との関係においても当然、この考

え方は適用される。

子どもたちの場合、年齢が低く人生経験が浅いという理由から、これまで大人たちは彼らの問題に深く介入し、彼らの意向とは無縁に彼らの重大事を勝手に決定したり、大人の意志を強要したり、あるいは上下の視点から一方的に指導するという方法をとってきた。だが、ソーシャルワーカーは、子どもたちとは対等な存在として向かい合い、彼らの人格や意志を尊重する。ゆえに、問題の解決においてもソーシャルワーカーが一方的に問題解決を図るというスタンスではなく、子どもたちと共に協力して解決に臨むというスタイルをとる。こうした関係性を平易に表すためにパートナーシップという語が用いられることが多い。

このパートナーシップは、子どもたちとの間だけについて言えることではなく、SSWが関わるすべての人々との関係においても言えることである。特定の問題をめぐって、関わる人々の間に上下や優劣などなく、水平な立場で解決に向けて協力をするというのがソーシャルワーカーの基本的姿勢である。このことは、従来の、専門家が強力な指導力を発揮して、治療や指導などといった形で問題解決を肩代わりするという関わりの仕方とは大きく異なる点である。

3. ソーシャルワークの視点

一般的に、私たちの社会では問題を抱え込むと、その人の弱点や欠点に焦点が当てられ矯正や治療の対象とされる。これは医学モデルとか病理モデルなどといわれる。こうしたとらえ方は非常に分かりやすいために、社会全般に広く受け入れられている考え方である。

これに対してソーシャルワークでは、問題は個人と環

境の不適合状態、つまり折り合いがよくない状態としてとらえる。この場合の環境とは、家族や友人などのミクロのレベルから学校や社会などのマクロなレベルまでを指す。したがって、非常に広い範囲にわたって不適合状態が生じることを想定している。そこで、こうしたとらえ方を生活モデル、あるいはエコロジカルモデルと称する。

病理モデルとは異なり、個人の弱点や欠点を問題とするわけではなく、人と環境の関係に着目し、不適合状態を解消しようとするのがこのモデルの特徴である。不適合状態を解消する考え方としては、ふたつのアプローチがある。ひとつには子ども自身に焦点を当て、環境とうまく折り合うことができるように対応力を高める、つまりエンパワーするというアプローチである。しかし、子どもの対応力がいくら高められたとしても適合状態を作り出すことができない場合がある。例えばいじめのケースなど、子どもがいくらエンパワーされたとしても、多数の子どもがいじめに加担している場合、適合状態を実現することは難しいと言える。そういう場合は、いじめている側にアプローチしていじめをしないような状況を作り出す働きかけをした方がはるかに現実的である。

不適合状態を解消するためには、環境に働きかけて個人が安心できるように調整をするといったように、人と環境の双方に働きかけるというのがエコロジカルモデルであり、これがソーシャルワークが拠りどころとする枠組みである。

実際に、子どもたちの精神や行動に影響を及ぼす環境的要素というものは多岐、及び広範にわたっていることを踏まえるならば、SSWは子どもたちの行動の背景を狭義にとらえることなくできるだけ、広くかつ柔軟にとらえることが求められる。

さらに、人間尊重という理念と並んで、ソーシャルワークの特徴の一つに可能性に焦点を当てるという観点がある。どのような人であれ、またどのような状況にあっても、人は問題解決の可能性を有しているという考え方のもとに、ソーシャルワーカーは多様な角度から個々人の可能性を感じとり、それを発揮できるようにサポートする。したがって、SSWには一人一人の子どもたちの秘められた可能性を感じとる力量が求められる。彼らの問題点をネガティブな側面から分析することは比較的容

易だと言えるが、可能性を感じとることはそれほど簡単なことではない。ゆえに、ワーカーは日頃から可能性をキャッチすることができるような、ものの見方を養っていく必要がある。

4. ソーシャルワークの機能

問題を人と環境との関係においてとらえるという視点によれば、ソーシャルワーカーは必然的に両者の間に介入し活動をする事になり、その場合には、調整や仲介、連携といった機能を果たすことが主要な役割となる。

近代における情報化や交通手段等の発達、現代社会において問題の多様化や複雑化を招くと同時に、人々の生活を孤立化させることに寄与してきた。したがって、特定の問題を一人の専門家や機関が関与すれば足りるという状況ではなくなり、多数の人々と機関が関わる事態となっている。その場合、関与する人々や機関間の方針や考え方に開きがあった場合、子どもの問題は効果的に解決に向かうことはない。むしろ事態は悪化するといっている。そうした状況においては、調整や仲介に力点を置いた人材の存在が不可欠となってくる。

数十年も前から、学校現場では子どもの問題を効果的に解決するには、学校と家庭と地域の連携が必要だと言われてきた。そのことには誰も異論を唱えることはなく、社会的な合意事項となっていた。だが、学校によっては必ずしも実際に連携が効果的になされてきたという証はない。それは、具体的に連携役を担う専門的な人材が存在しなかったからである。かつて以上に多様な問題が存在する学校には、連携へのニーズはより高まっている。そういった意味で、SSWが導入されたことは時宜に叶ったことだといえる。

学校という場は、日常的に人と地域社会が交流をする場である。そこに介入するSSWは、ソーシャルワークの主要な機能である、連携や調整、仲介役を積極的に担うことが求められることはいうまでもないが、その前提として人間の行動に関する知識と、何よりも連携や調整・仲介機能を発揮する行動力が不可欠である。

さらに、連携や調整・仲介がどのような目的のためになされるのかという観点は、常に念頭に置かれるべきで

I 章：2. スクールソーシャルワーク活動におけるソーシャルワークとは

ある。関与する組織や人々の方針や利害は必ずしも一致しているわけではないので、子どもの尊厳を損なうことなく協議がなされ判断がなされるように調整する関与の仕方をする 것도当然考えておくべきことである。

5. スクールソーシャルワークの基本原則

ソーシャルワーカーの価値や視点、及び機能を体現するために、SSWに求められる原則がある。

(1) 子どもの利益の最優先

親や教師、ましてSSWからの一方的なとらえ方ではなく、問題の当事者である子ども自身にとってどうすることがもっともいいことなのかという視点で、本当の子どもの利益は何かを考え活動することである。

(2) 自己決定

子どもに関わる判断がなされる場合は、子ども自身の決定が重要であるとし、他者の利益を侵害することがない範囲において、自分で決定することができるような条件を整えることがSSWの役割となる。

(3) 秘密の保持

つまりプライバシーの保護である。SSWが、子どもから聞いたことを不用意に関係者に話してしまうと、子どもとの信頼関係は容易に崩壊してしまうし、秘密が保証されない状況では、まず子どもたちは心を開くことはなく、子どもの正確な状況を見極めることもできない。ただし、SSWは、学校を基盤として活動すること、また、教職員や関係機関とのチームケアが求められることから、学校内または関係機関同士での個人情報共有が不可欠となる場合があり、子どもの話を聞く前に、「あなたの話したことは先生（や関係機関など）に伝えた方がいい場合がある。それはあなたを支援するためであって、あなたにとって不利益になるようなことはないようにする」ことを確認するなどの配慮が必要である。

他にもSSWが保持すべき姿勢はあるが、利益の最優先、自己決定及び秘密の保持は、援助活動における中核的な原則といっていい。ただし、前述したとおり、原則を教条的に適用できにくい場面も出てくる。そういった場合に重要になってくるのは、当事者である子どもの考えや意見を反映する機会と場を保証するということである。SSWが、基本原則を忠実に踏まえた活動をしたと

しても、子どもの実感や実態に即しているということはいえない。子どもからのフィードバックを得て、協議をするというプロセスを経ることによって、原則はより望ましい形で発揮されるといえる。

また、前述したパートナーシップとは、SSWの判断のプロセスに当事者が関与することを意味する。活動のプロセスにできる限り当事者(子ども・家族・教職員)が参加する機会を用意することは、ワーカーの独善を回避する手段にもなるし、相互サポートの機会を高めるのにもつながることから、SSWには、そうしたオープンさも望まれるところである。

6. SSWとスクールカウンセラー

現在、文部科学省では、スクールカウンセラーを公立中学校に全校配置するための予算を措置している。95年から徐々に導入され、今日ではスクールカウンセラーは学校において認知され定着しているといえる。子どもたちが抱える問題解決の手段として定着しているスクールカウンセラーに対して、スクールソーシャルワークが新たな資源として導入されたこともあり、学校現場の多くの方がスクールカウンセラーとSSWの役割の違いについて戸惑いがあっても不思議ではない。

SSWとして活動する者は、こうした現状において、自らの業務の特性について説明することが求められるであろう。両者の基本的な違いは、人の心理に焦点を当て個人の変容を目的とするアプローチと、人と環境との関係に焦点を当てるエコロジカルな視点にあるといえるが、対人援助という近接領域であるがゆえに、個々の活動においては重なる部分が少なくないといえる。したがって、役割が曖昧になってくる場面が想定される。その場合には、スクールカウンセラーとSSWとの間にコンフリクト状態が生じ、子どもたちにとってマイナスの影響が生じることが懸念される。

そうした事態を避けるためには、予めスクールカウンセラーと役割の分担について協議をしておく必要があるし、継続的な話し合いの場を設けることも考えられなくてはならない。こうした話し合いの場を設定することも、SSWの役割として引き受けることによって、存在に関する認知も獲得できるはずである。

SSWとスクールカウンセラーが、子どもの問題をめぐって主導権を争うようなことがあってはならず、協働的で調和的なパートナーシップを構築することが、子どもたちにとって安全で安心な環境を整えることにつながるのだという意識で臨むことが肝要である。

学校が子どもたちにとって安心して過ごすことのできる環境として存在するためには、子どもたち自身が大切にされているという実感を抱けるような条件を整えることが不可欠である。そのためには、教職員と家族、及び地域の良好なネットワークが鍵となる。多忙さやコミュニケーション不全のために、人や組織のつながりを築くことが難しい現代社会において、SSWは子どもを軸として学校というコミュニティの活性化に向けて活動することは、地域全体に活力をもたらすことにもなるはずである。

I 章：スクールソーシャルワークの在り方

3. ケース会議、ケース記録の活用

大阪府立大学准教授：山野 則子

ポイント

- SSWは、ケース会議についての正しい理解を持つことが必要。
- ケース会議を通じて、多くの情報を集めて、家族の理解を深める。
- ケース会議を通じて、関わっている教師が見通しを持てるようにする。
- ケース記録を活用して、関係者で情報を共有する。

1. ケース会議とは

ケース会議とは、事例検討会やケースカンファレンスとも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法である。学校内メンバーのみで行う場合と関係機関も含めて行う場合がある。決して、事例の状況報告を意味するものではない。

SSWは、このケース会議をソーシャルワークの展開プロセスのなかで進める。ソーシャルワークの展開プロセスとは、【ケース発見・相談→社会調査→アセスメント（見立て）→プランニング（手立て）→プランの実行→評価・モニタリング（見直し）→終結】という一連の流れである。このアセスメント、プランニング、モニタリングはケース会議を設定して、学校メンバーと行うことが学校において有効である。以下、展開プロセスを記述し、有効な点について触れる。

ケース発見・相談は、担任や家族・本人から相談がある、あるいはなくてもSSWから気になる事例について、積極的に見付けていく発見も含む。後者は、アウトリーチ※1といい、ソーシャルワークの技法の重要な1つである。福祉の専門家として、児童相談所のように外から学校にアプローチするものとは違い、SSWは校内において日常の子どもたちの姿を見ることができ、日常の教師と会話ができる点で、児童虐待など問題が見えにくい事例等を発見し、アウトリーチが行いやすい。SSWが学校に存在する意義のあるところである。

社会調査とは、発見・相談のあった事例について、詳しく担任や関係の教師に聞く、必要に応じて本人や家族、また本人や家族やきょうだいに関係する機関、地域からの情報を集めることである。

アセスメントとは、解決すべき問題や課題のある事例の家族や地域、関係者などの情報から、なぜこのような状態に至っているのか探る。硬直している状態を一旦本人や家族の視点に立って見ることで、本人や家族の真のニーズを理解する。特に問題意識のない事例の場合、家族からの情報がないため真のニーズが見えない。見えないまま援助を考え、すれ違っていき、うまくいかないことが多々ある。たくさんの情報から家族の理解を深めることはマッチした援助につなぐ非常に重要な作業となる。

プランニングは、アセスメントに基づいて、この事例にあった目標とプランを考えることである。目標は長期目標と短期目標がある。ここでアセスメントにおいて深めた家族の理解が生かされず、いつものやり方となりがちである。あるいは、役割分担に重点がおかれがちである。しかし、実際の成功・不成功をわけるのは、機関やサービスの機能や役割に沿ったプランではなく、アセスメントに基づいたその家族独自のプランである。このプランニングは、翌日からでも具体的に組み立てるような目標設定であること、可能な限りプラン実行のイメージが具体的に持てるように話し合っておくことが重要である。

プランの実行は、ケース会議で話し合われた内容を具体的に実行することである。実行については、役割分担を担ったメンバーが個々に行うために、実行されたり、されなかったり起きる。実行されるためには、プランニングにおいて具体的にイメージできることや決定のプロセスにおいて誰かが決めて指示するスタイルではなく、教師とSSWなどケース会議参加者が共同で策定することが重要である。

評価・モニタリングとは、その後どうだったか、主語は事例ではなく、役割分担を担ったメンバーであり、ア

※1：接近困難な人に対して、要請がない場合でもワーカーの方から積極的に出向いて行く援助のこと

セサメントからどのような目標やプランを立て、プランに沿ってどのように動いたのか、結果どうだったのかという方向で評価、見直しをすることである。つまり、ケース会議は問題のある時だけ行うのではなく、必ず取組がどうだったのか見直しの会議を設定し、ケース会議は1回限りでは終わらない。うまくいかなかったときは、「担当が悪い」のではなく、ケース会議による共同責任であり、アセスメントが不十分だったのか、プランニングが不十分だったのか、実行段階に問題があったのか丁寧に評価し、柔軟に修正を行う。

終結とは、初めに立てた目標が達成したところで終結となる。決して、不登校が登校するというものではない。ソーシャルワークの考え方では、卒業したら終わりともみるわけでもない。あくまでも目標が達成し、本人や家族にも援助が必要なくなったと判断できるところで終結する。

以上がソーシャルワークの展開プロセスであり、このプロセスのポイントをケース会議でおさえて継続的に共同で行う。以下、この方法が学校にとって有効な点である。

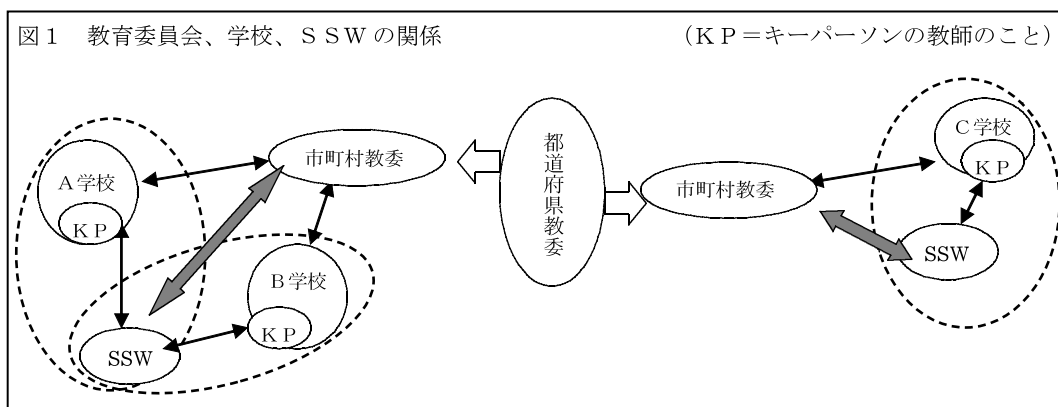
- ①学校内でケース会議が行われていると、一参加者であった教師が自分のクラスと照らし、気になる事例をあげる行為につながり、見失いがちな事例の発見に効果がある。
- ②共同アセスメントによって、事例に関わる教師が、様々な視点を知り視野が広がる、家族の理解ができることによって見通しが持てる（役割分担を担わない教師も同じ）。
- ③共同プランニングによって、一人で責任を抱え込みがちな教師の緊張が解きほぐされ課題に取り組むエネルギーを得ることができる。何をすればいいか明

確になる。

- ④プランの実行段階において、目の前に表れる事象によって、今までのやり方や視点に揺り戻されそうになるが、1人で実行しているわけではないため、SSWの日常の声かけ、あるいはケース会議参加のメンバー相互の声かけにより実行を維持することができる。外の福祉機関でなく学校内の身近に存在するSSWの存在に意義のあるところである。
- ⑤モニタリングによって、ケース展開が難航したり行き詰まったりしても、新たな気持ちで取り組み直せる。また、方針や方法の変更に柔軟に取り組める。
- ⑥終結によって、課題に区切りをつけることができ、本人や家族、関係者に自信となったり、気持ちの切り替えが可能となる。
- ⑦ケース会議を軸に共同で進めていることで教師や関係者のパワーが結集され、硬直していた事例でも何らかの動きを作ることができる。
- ⑧目標設定を短期で即実行できるものに設定することで、硬直していた事例が動いていく体験をすることができる。
- ⑨ケース会議を蓄積していくことで、教育委員会、学校として、ケース進行管理ができる。

2. ケース会議のシステム化

ケース会議が成功するか、あるいは定着するかは、当該学校だけの問題ではない。ケース会議は、ソーシャルワークの1つの手法としての意味がある。ケース会議の成功や定着は、SSW活用事業に影響をもたらすと考える。その意味で市町村教育委員会の関与は、SSW活用事業の成否をわけ大きな力になる。ここで、ケース会議



I 章：3. ケース会議、ケース記録の活用

を策定する各関係者の役割をおおまかに記載する(図1)。まず、市町村教育委員会はS S Wが市内全体にいずれ機能していくことに責任があり、イメージを持ちながら、学校やS S Wをサポートする。学校は具体的に実践の場となるため、ケース会議策定の中心となる人が存在することが望ましい。児童生徒の状況をよく把握しているキーパーソンとなる人である(管理職の場合もあり得る)。このキーパーソンとS S W(学校配置型S S Wの場合)が具体的に学校にケース会議を取り入れるシステム形成に取り組む。派遣型S S Wの場合は市町村教育委員会とともに学校においてケース会議が機能するようにサポートする。実際に学校での展開場面において、様々な問題が生じるが、そのようなときに市町村教育委員会が過程を把握してサポートすることが有効である。こういった全体を把握し、正しい情報を流すのが、都道府県教育委員会の役割となる。特に導入当初は市町村教育委員会も学校、S S Wもどのようにしていいかわからない状況にあるため、都道府県教育委員会の指導、サポートは非常に重要である。

3. ケース会議の流れ

以上の意味からも、ケース会議はその会議の場のみでなく、準備段階、終わった後のフォローが大切であり、以下の作業を教育委員会、学校、S S Wが共に作り上げていく。

1) 準備段階

①準備段階1:ケース会議自体の策定、ケースの選定まで

- ・派遣型の場合は、市町村教育委員会がどの学校においてケース会議が必要であるのか、S S Wと相談しながら、選定する。以下、配置型が中心になるが、派遣型も基本は同じである。
- ・学校として、校内でケース会議を進め、システムを作るために中心となる教師の位置づけを明確にする。S S Wは、キーパーソンとなるこの教師とケース会議の持ち方や方法など打ち合わせを行う。市町村教育委員会は、うまくいくように様々な角度からサポートする。
- ・校内で気になる事例、相談のあった事例についてキーパーソンの教師の協力の下、S S Wは担任への聞き取りや関係教師への聞き取りを行う。結果、キーパーソンの教師や担任と相談して、ケース会議にあげるかどうかを判断する。

き取りや関係教師への聞き取りを行う。結果、キーパーソンの教師や担任と相談して、ケース会議にあげるかどうかを判断する。

- ・こういった判断を個別でなく、システムとして行っている例として、A.気になる事例について相談箱を作成し、箱に集まった事例について全教師による会議を開き個別ケース会議の必要があるかどうか判断している学校、B.学年会議で気になる事例をピックアップしている学校などがあり、いずれも個別ケース会議への流れを作っている。

②準備段階2:ケース会議が策定され、検討ケース決定後

- ・事例報告者(おおむね担任)と話し合う中で、何に困っているのか、検討したいことは何か明確にし、ケース会議に事例をあげるモチベーションを高め、問題点を焦点化する。
- ・ケース会議に出すまでに必要な確認点を事例担当者に伝える
確認点…家族構成、家族の職業や経済状況、きょうだい関係、学校での状況、友人関係等
- ・ケース会議の参加メンバーを決める
 - ・本人・家族に現在、過去に関係する教師、校内の支援協力者、きょうだいの担任など
 - ・2回目以降、関係機関に参加を促す場合も本人・家族に現在、過去に関係する機関
 - ・上記確認点から、学童保育指導員、家庭児童相談室や市町村児童相談機関、生活保護ワーカー、きょうだい関係の幼稚園や保育所、中学校、高校など他校の教師、本人・家族と病気の関連から保健所や病院など
- ・ケース会議の日程調整と招集

2) 初回ケース会議

60分

*以下、時間表記はすべて、あくまでも目安で最短時間である。

- ①以下の点をケース会議の開催にあたって参加者に伝える。(1分)
 - ・守秘義務の確認:ここで話し合ったことは、絶対に口外しない。
 - ・事例担当者への批判的発言は控える(相談に挙げることは勇気ある行動)。

- ・渦中である担任や学年には見えにくい違った視点が参考になる。積極的に出す。
 - ・関わっている教師たちのいいと思う点はより積極的に発言する。
 - ・ケース会議は誰かが方針決定してそれを受けるのではなく、みんなで作るものである。
- ②まず事例担当者から、何に困っていて何を検討してほしいか出してもらおう。(2分)
- ③次に、事例担当者から、どのような児童生徒であるか簡単に説明。(10分)
- ・成績、学力、学校での様子
 - ・友人関係
 - ・家族のこと(経済、職業、子どもたちへの対応、特記事項など)
 - ・担当との関わり
- ④本人に関わる関係者から、本人とどのような関わりがあるのか、どのような状態なのか出してもらおう。可能な限り、質問で膨らめます方が参加者が共有できる。(10分)
- ⑤以上の事実に関して質問がないか参加者に尋ねる。(10分)
- ⑥事実を出してもらいながら、違った視点の意見、ポジティブな意見はピックアップして強調する。そこに他のメンバーで関わって気づいたことがないか聞く。そして、A.どこに注目したらいいか、B.何が課題か、C.不足情報は何か明確にしていく。
- ⑦以上を集め、イメージができてきたところで、アセスメント「どんな家族なのか」「なぜこのような状態に陥っているのだろうか」と仮説を家族の視点で複数立てていく。(10分)
- ⑧見えてきた家族像に対して、では何を目標にしていけばいいか明らかにする。長期的な目標と必ず短期目標、実行可能な目標を出す。(5分)
- ⑨アセスメントと目標から、誰が何をするか具体的なことを明確に決める。可能であれば、例えば行為として「家庭訪問する」と決定しても実際に訪問して何を話すのか話題にし、これだけはやめておこうなど具体的にイメージを作っておくことが大切である。(10分)
- ⑩最後に、この目標と具体的作戦を次回会議まで徹底すること(変化を生むには2か月は継続が必要というよ

うな覚悟があること)を伝える。次回この課題に対する取組の報告から行うことを予告しておく。次回の会議の日程と参加メンバーを決める。(2分)

- ⑪会議終了後、すぐに参加者に会議で決定した目標と役割分担が明確に書かれたケース会議記録を配布する。配布が不可能であれば、各自で目標と分担を記入し所持する。所持するのは事例の詳細ではなく、目標と全体の役割分担の明記なので守秘の扱いも工夫できる。

3) ケース会議後

- ・事例提供者にはねぎらいの言葉かけを行う。
- ・その後も関係者には絶えず、この事例を話題にする。実行へのねぎらいや勇気付けの言葉かけを行う。これらの行為は、決定した目標を忘れない、各自の役割を持続できる、さらに担任一人で抱え込まず複数メンバーによる共有が可能になる。
- ・事例をあげた教師の気持ちが悪くなる、見通しが持てることが重要なポイントである。

4) 継続ケース会議(2回目以降)

45分

- ①前回の目標の確認。(5分)
- ②目標に対して分担者が何を行って、本人や家族の様子はどうだったか、効果はあったのか確認する。報告を交流しながら、課題を分担したメンバーをねぎらう。違った視点の発言に対して強調する。ワンポイントはさむ。(15分)
- ③見直し点を確認する。(10分)
- ④新たな課題が出てきたら、そのことも話し合う。(5分)
- ⑤目標と役割分担を確認し決定する。課題継続の場合もある。(5分)
- ⑥次回の会議の日程と参加メンバーを確認する。次回この課題に対する取組の報告から行うことを予告しておく。(5分)
- ⑦会議終了後、すぐに参加者に会議で決定した目標と役割分担が明確に書かれたケース会議記録を配布する。以下、初回時の⑪と同じである。
- *ケース会議の司会は必ずしもSSWが行うわけではない。市町村教育委員会の指導主事、学校の生徒指導担当者、学年主任、不登校担当者、教頭いろいろである。

I 章：3. ケース会議、ケース記録の活用

5) ケース会議進行上のポイント

以上の流れでケース会議を継続して行い、目標の一定の達成で終結をしていく。この流れの中でのポイントを以下に述べる。

- ① ケース会議だけ行ってもうまくいかない。事前・事後のフォローが大切である。
- ② 当該事例の担当者は、渦中のなかで気づかない、事例のプラス面、取り組んでいる教師のプラス面を参加メンバーで確認する（ストレングス視点、ポジティブリフレイミング）。
- ③ 直接アプローチしているメンバーの大変さを理解し、ねぎらいを忘れない（ワンダウン）。
- ④ 視点の変化で担当者はもとより参加メンバーが元気になることが、事例展開に有効に機能する（エンカレッジ）
- ⑤ 協働で動いていることを意識できるように配慮する（チームアプローチ）。
- ⑥ S S Wは、学校だけではなく、市町村教育委員会との協働体制を意識し、市全体を意識する。

4. ケース記録の活用

1) 個別ケース記録

ケース記録は、個別ケース記録とケース会議記録がある。個別ケース記録は、事例1人に1ファイルを個別にS S Wが作成し、学校あるいは市町村教育委員会に保管する。個別記録の様式は、児童相談所や福祉事務所の様式が参考になるが、記録のための聞き取りにならないよう

に十分な配慮が必要である。フォーマットとして、必要な項目は、家族構成、本人の状況、家族の状況、地域の状況、学校やさまざまな機関との関係などの項目であり、エコマップ※2（資料1）を活用するとわかりやすい。そして、アセスメントと目標、プランなどを具体的に記載することができる様式である（資料2）。相談者が本人、家族、教師、誰であろうとも、おおむね初回面接（インテーク）でここまで確認する。その後には罫紙等で面接を含む活動の記録を記載していく。活動記録の注意点は、事実とS S Wの主観は分けて記載することである。つまり面接を含む活動の事実の記載の後にS S Wの判断や今後の注意点、課題などを明記する。相談者が教師で個別ケース記録作成が困難な場合、相談票（資料3）の活用が望まれる。

2) グループワーク・地域活動記録

S S Wは、不登校や非行などの態様ごとや年齢ごとに、グループによる問題解決を試みる「グループワーク（集団援助活動）」も仕事の範囲である。また、必要に応じて、例えば地域の子育てに行き詰まっている親と中学生の交流などを企画し、乳幼児の親が子育てに見通しをもつことができ、中学生が自身の行動を見直したり、親になる見通しを持つことができる地域の交流による活性化を図る「コミュニティワーク（地域援助活動）」などの実施も考えられる。グループワークやコミュニティワークを実施した際、当該活動の記録も個人ケース記録と同様、展開を確認するために作成することが望ましい（資料4）。

※2：家族関係や社会資源との関係をラインで表し、本人や家族が置かれている状況を一目瞭然に表した図

資料.1

エコマップ簡略版

<家族図>

男性□

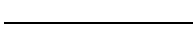
女性○

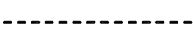
* なかに年齢を入れる

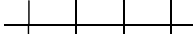
一緒に暮らしている人を囲む

<関係性のライン>

良好 

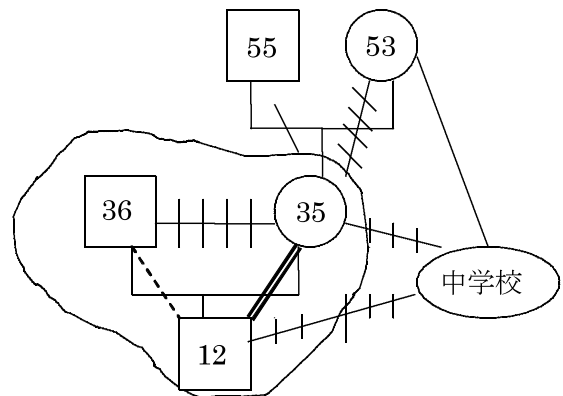
普通 

希薄 

葛藤 

<記入例> 不登校事例：祖父母離婚、母孤立

母子密着、学校と関係とれない、祖母心配



3) ケース会議記録

ケース会議記録は、上記に説明したケース会議において活用されるもので、個人ケース記録との関連では個人ケース記録をファイリングするとき、要所にケース会議を行い、ケース会議の記録が個人ケース記録にも閉じ込まれている状態となる。さらに、ケース会議記録のみも別にファイリングして蓄積していくことは、成功不成功とともに支援方法が記述され、学校の対応のエビデンスとなり、今後の対応に生かせる貴重なデータとなる。つまり、ケース会議の流れにおいて説明した会議出席者が課題を忘れないようにメモを所持しておく意味とは別に、必ず学校としてケース会議記録を蓄積しておく必要がある。

ケース会議記録は、初回のアセスメントが中心になるシート（用紙）とケース会議継続のための継続のシート（用紙）が存在する。各用紙が地域によって違って当然であるが、ソーシャルワークの手法が生かされるために用紙に必要なポイントを記述する。

①初回ケース会議シート（資料5）

S S Wは社会調査を行い「様々な環境に働きかける」「ネットワークを活用して支援を行う」専門家であり、人や機関と社会関係を結ぶ当該事例に関連する「関係性への介入を行う」専門家である。「心の専門家」であるスクールカウンセラーなど心理の専門性とは異なり、必要な記述も異なる。アセスメント中心の初回ケース会議シートでは、本人・家族を取り巻く環境（今まで関わった人：親戚や友人、教師、機関）が把握でき、その環境との関係を押さえることができる内容の様式が必要である。環境における関係者がどのように本人・家族をみているのか、見方が変化してきたのか、あるいは、家族内の関係性が問題事象の発生前と発生後、その経緯のなかでどのように変化してきたのかなど変化のポイントを把握できることも重要である。こういった様式を基に、ケース会議において共同でアセスメントを行い、アセスメントに沿った目標、具体的なプランを考え、役割分担を記載できる様式が必要となる。

②継続ケース会議シート（資料6）

継続ケース会議シートの目的はアセスメントに沿った

プランが実行されているのか経過を追い、うまくいっていない場合は共同責任で何が不十分なのか確認するためのものである。ゆえに、事例の動きが報告されるパターンのケース会議ではなく、目標に沿って各分担者が何をしたのか、その結果、本人や家族がどうだったのかという流れで記入できる用紙が望ましい。ケース会議は、事例を主語にしてさまざまな立場から報告が続くことが多い。これでは、報告だけで1時間かかってしまい、いざ対応を検討するときには力が尽きてしまう。ゆえに、ケース会議の記録自体が上記の流れを変えることを助けるよう、課題に取り組んだ分担者を主語に「目標→取り組んだこと→結果」の順に記載できる形式が存在することがポイントであろう（資料6：中段）。どの取組が効果的だったのか、何を変更していけばいいのか示唆が得られるものにする。

さらに継続ケース会議シートのポイントとしては、資料6にあるように、過去の会議との連続性を持たせるために、前回の確認点や今までの会議の経緯のポイントが記載されていることが望ましい（資料6：上段）。この記述があることで、前回立てたアセスメントが不十分だったのか、プランが不十分だったのか、共同責任として会議メンバーで共有でき、見直しに生かしていくことができる。さらに、最後に次回の会議の日程欄があることもいつまで続けたらいいのか見通しができ、課題に取り組む意識を高めることができる（資料6：最後の欄）。

以上、個人ケース記録、ケース会議の記録いずれも守秘性が高いため、記録の保管については、市町村教育委員会、学校との協議の上、鍵付きの収納を考えるなど十分配慮する必要がある。学校配置型S S Wは学校に、派遣型S S Wは市町村教育委員会に保管している例が多い。

I 章：3. ケース会議、ケース記録の活用

資料.2

他機関を参考にした個人記録用紙（例）

相 談 票

開始日：		担当者：		受付番号：	
				ケース番号	
児童生徒	氏名	生年月日 年齢			
	所 属				
保護者	氏名	勤務先： TEL			
現住所	〒 TEL				
家 族 構 成	続 柄	氏 名	生年月日	年 齢	職 業・学 校（学 年）等
相 談 内 容	相談種別		相談細目		種別(再掲)
	主 訴				
対 応					
	プラン		処理年月日		終結年月日

生育歴	
(1)乳幼児	(病気、発達、特記事項)
(2)学童期以後	(病気、学力、集団適応、人間関係、特記すべき事項等)
児童生徒の現況	
(1)生活習慣、健康状態	
(2)発達(言語、表現、理解力、運動機能)	
(3)性格傾向、興味関心、進路希望等	
(4)友人(交友)関係	
(5)学校での状況・教員との関係	
(6)家族との関係	
(7)地域との関係	
(8)問題についての児童生徒の認識・意向	

家族の状況

(1) エコマップ（家族と関係者の関係をラインで表した図）

(2) 養育状況（態度・知識・技術・しつけ等）

(3) 経済状況（就労状況、収入源など）

(4) 住宅状況（構造、大きさ、衛生状況、家具調度など）

(5) 生活状況（家事能力、近所付き合いなど）

(6) 親族との関係

(7) 家族と学校との関係

(8) 家族と地域社会との関係

(9) 家族が解決を望んでいること

アセスメント

プランニング

資料.3

相談票（主に教師、家族以外からの相談の場合） (例)

受付番号 _____ 相 談 票
(電話相談・来所相談・その他)

受付年月日	平成 年 月 日 ()	相談種別		再掲	
対応時間	時 分～ 時 分				
対応者					
相談者	電話 _____				
児童生徒氏名	S・H 年 月 日 歳 男・女				
住所	電話 _____				
児童生徒の状況	園・学校 年 組 担任 _____				
相談内容	主訴				
対応					
	1.助言 2.相談継続 3.他機関紹介(市の相談機関・保健センター・児童相談所・その他) 4.その他				
備考					

資料.4

グループワーク・コミュニティワーク記録票(例)

活動名	グループ活動・地域活動票	回数

年月日	平成 年 月 日 ()
時間	時 分～ 時 分
スタッフ名	

対象種別	
------	--

活動の目的	
対象者名・ 学年・クラス	
活動内容・様子	
総括	
次回 注意 点他	

作成：山野剛子

I 章：3. ケース会議、ケース記録の活用

資料.5

初回ケース会議シート（例）

初回ケース会議シート	場所	参加者
年 月 日（ ）[1]回		
今回検討したいこと		
エコマップ：現在の家族の状況と養育者の状況（健康、性格、夫婦・家族関係、仕事、養育力など）		
家族の主訴		
問題の経過		
子どもの状況（健康、発達、性格、友人等対人関係、親子関係、情緒、行動面など、 <u>実際の言葉</u> ）		
その他（経済状況、地域社会との関係、居住状況など）		
今までの関係者（担任、生活指導、管理職、教育相談室、病院、生活保護担当など）の経過と見方		

本人・家族の経歴		援助の経過	
アセスメント結果	明らかになったこと	確認すべきこと	
長期的な支援目標			
短期支援目標			
課題に沿った役割分担			
目標	担う機関	具体的方法・役割	
次回のカンファレンスの予定日 ()			
参加者・参加機関 ()			

作成：山野則子

I 章：3. ケース会議、ケース記録の活用

資料.6

継続ケース会議シート (例)

継続ケース会議シート		場所	参加者
年 月 日() [] 回			
今回検討したいこと			
今までのカンファレンスの経過			
現在の家族の状況		〈エコマップ〉	
前回確認した目標・課題		前回のアセスメント ()	
①		(担う機関:)	(担当:)
②		(担う機関:)	(担当:)
③		(担う機関:)	(担当:)
④		(担う機関:)	(担当:)
⑤		(担う機関:)	(担当:)
課題に対する取組 (各機関・各担当から) ーどう取り組んで結果どうだったかー			
目標・課題 ①について	取り組んだこと	結果 (本人家族の動き)	
②について			

目標・課題 ③について	取り組んだこと	結果（本人家族の動き）
④について		
⑤について		
残された課題（今回特に注意したい点）		
今回の確認点（目標）		
課題に沿った役割分担		
目標	担う機関	具体的方法・役割
次回のカンファレンスの予定日（ ）		
参加者・参加機関（ ）		

作成：山野真子

I 章：スクールソーシャルワークの在り方

4. スクールソーシャルワーカーが「つなぐ」関係機関

目白大学准教授：大崎 広行

ポイント

- SSWは、関係機関等との日頃からの「つながり」を大切にし、支援ネットワークの形成に努める。
- SSWは、地域の社会資源を熟知・発掘し、それらを有効に活用する。
- SSWは、連携する関係機関（他職種）の専門性を理解し協働する。

1. 関係機関との連携の必要性を理解する

児童生徒のかかえる問題は複雑多岐に渡り、児童生徒の内面や行動を理解するのに複数の専門的視点が必要になってきている。また、児童生徒の示す不登校や問題行動の中には、家族の経済的問題や疾病、虐待などに起因し、福祉や保健、医療機関との連携なくしては、支援が困難なケースも見受けられる。

これらのケースでは、学校だけで対応することは困難で、学校として関係機関等と組織的・継続的に連携していくことが必要である。教職員一人ひとりが、こうしたケースへの対応として、関係機関等との連携が重要であるという認識をもったうえで、組織として行動することが求められる。

2. 関係機関の役割や業務、そこで働く職員の職種や専門性を理解する

学校が連携を必要とする主な関係機関は、〈資料2〉の通りである。SSWが関係機関に「つなげる」ためには、関係機関の役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。また、そこで働く職員の職種や専門性の正しい知識も必要となる。

ここにあげた関係機関の役割、業務及び職員の専門性は、あくまでも一般的なものである。地域ごとに情報収集した上で、地域の実情に即して利用する必要がある。

3. 関係機関との日ごろからのつながりを大切にする

関係機関との連携においては、日ごろから関係機関と目に見える協働関係を築いておくことが重要である。関係機関との間で、研修会や事例検討会等を開催したり、普段から情報交換を定期的に行ったりすることで、機関相互の連携がよりスムーズになる。

また、学校と関係機関との連携は、担当者間の「つながり」を核に行われるが、組織として動くことが重要である。互いの組織の窓口（連絡担当者）を明確にし、SSW以外の者が学校の窓口になる場合は、学校の連絡担当者とSSWとが連絡を密に取り合い、情報を共有できるようにしておくことが必要である。

さらに、学校とつながる可能性のある関係機関については、一覧表にしておく学校関係者間で「つなぎ」先の情報を共有することができる〈資料1〉。

4. 校区内外の社会資源を熟知し活用する

社会資源とは、児童生徒の支援に役立つ人的・物的・制度的な資源の総称である。したがって、この中には、児童相談所のような代表的な関係機関以外にも、地域のあらゆる資源が含まれる。地域の中には、学校関係者や一般にはあまり知られていない社会資源がある。また、在ることはわかっているでも活用の仕方がわからなかったり、誤解したりして、せっかくの社会資源が活用されていないことも少なくない。

こうした社会資源の活用を促したり、発掘したりするのもSSWの重要な役割である。地域によっては、活用できる社会資源が限られている場合もあるが、教育の分野や福祉の分野だけでなく、司法や医療・保健の分野など、他の分野も含めて、SSWが中心となって地域の社会資源の情報を集めておくことが大切である。

5. 既存のネットワークを活用する

スクールソーシャルワークで活用したいネットワークには、校区内レベルでの「ネットワーク」と市町村レベルでの「ネットワーク」がある。生徒指導では、これまでもこうしたネットワークを活用しながら児童生徒の支

援を進めてきている。また、地域にはこうした教育分野のネットワークだけでなく、福祉や保健分野のネットワークもある。スクールソーシャルワークでは、こうした既存のネットワークを活用することで、より有効で適切な支援につなげていくことができる。特にほとんどの市町村等が設置している「要保護児童対策地域協議会」が有効に機能している地域では、スクールソーシャルワークにおいてぜひ活用したいネットワークの一つである。しかし、こうしたネットワークがなかったり、有効に機能していない地域では、SSWが教育委員会や関係機関と協働し、ネットワークを形成したり、活性化させたりすることが求められる。

6. 情報管理に留意する

関係機関との連携では、個人情報保護の問題も重要な課題となる。連携した機関のメンバー間で守秘義務の徹底・管理を行うことは当然であるが、児童生徒や家族の情報の目的外利用や第三者への提供に関しても、正しい知識を持っておく必要がある。秘密の漏洩や情報の管理に過敏になりすぎて、必要な情報収集ができなかったり、情報を抱え込み過ぎたりしないように注意が必要である。

児童虐待が疑われる場合などでは、情報の目的外利用や第三者への提供は、本人の同意をとることが原則であ

るが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なときには、例外的に、同意のない情報提供が許されている（個人情報保護法23条1項）。こうした正しい法律の知識を持つておくことが、スクールソーシャルワークにおいてはあらゆる面で必要になってくる。また、連携の形態によっては、民間人も構成員となることがあるため、秘密保持のための何らかの措置を講じておくことが必要となる。規約の整備や誓約書の提出など、あらかじめ準備しておくことが重要である。

7. SSWのバックアップ体制を整備する

SSWが連携の「かなめ」として機能していくためには、「つなぎ」先である関係機関と信頼関係をつくっておくことが必要である。そのためには、県や市町村の教育委員会や学校管理職の積極的な関与が求められる。指導主事や学校管理職がSSWと、それぞれの地域で連携が必要となる関係機関へ出向き、事前に事業の説明をしたり、SSWを紹介しておくことが、後々の関係機関との連携に大いに役立つ。

また、校区内での関係機関とのさまざまな会議の場を利用して、関係者に事業やSSWの役割について周知しておくことも重要である。

資料.1

関係機関等連絡先一覧表（例）

	関係機関等	所属	担当者	連絡先
教育関係	市町村教育委員会			
警察関係	警察署少年係			
	交番・駐在所			
	少年サポートセンター			
福祉関係	児童相談所			
	福祉事務所			
	主任児童委員			
	民生・児童委員			
保健関係	保健所・保健センター			
更生保護関係	保護観察所			
	保護司			
裁判所関係	家庭裁判所			
自治体関係	少年補導センター			

※上記のように、学校やSSWは、関係機関の連絡先を一覧表にして情報を共有し、保管しておけば、いざ連携する段階になったとき、迅速に動きやすくなります。

I 章：4. スクールソーシャルワーカーが「つなぐ」関係機関

資料.2

学校が日頃から連携を行うことが望ましい主な関係機関等

関係機関(者)	設置主体(者)・担当部局	活動内容	主な関係職員	
福祉関係	児童相談所	①18歳未満の子どもに関する相談活動(主な相談の種類:養護相談、保健相談、身体障害相談、知的障害相談、非行相談、育成相談、その他)、②要保護児童及び児童虐待の通告を受理し調査等を行うとともに、被虐待児童の保護や親への指導・支援を行う。また、状況に応じて立入調査や被虐待児童の一時保護を行うほか、児童養護施設等の施設入所に関する手続、などを行う。	児童福祉司、児童心理士、医師等	
	福祉事務所(家庭児童相談室)	福祉事務所の家庭児童福祉に関する以下のような相談・指導・支援等。 ○生活保護:生活保護の申請を受け、調査・検討の上、決定を行う。 ○児童福祉:母子生活支援施設や保育所の入所手続を行う。要保護児童及び児童虐待の通告を受理し、当該児童の状況の把握等を行う。 ○高齢者福祉:高齢者福祉の相談活動を行う。高齢者の在宅支援サービスや養護老人ホームへの入所手続を行う。 ○障害者福祉:障害者福祉に関する相談活動、障害者手帳の交付や様々な支援を行う。 ○ひとり親・女性・家庭の福祉:母子相談員・婦人相談員・家庭相談員による相談等を行う。 ○福祉資金の貸付:生活の安定と生活意欲の増進を図るため、福祉資金の貸付を行う。 ○保健医療相談:保健医療・介護保険等に関する相談活動を行う。	家庭相談員、婦人相談員等	
	主任児童委員、民生・児童委員	委嘱:厚生労働大臣 児童等の生活・環境の状況把握、児童等に対する指導・援助のほか、健全育成に関する気運の醸成など、児童の福祉の増進を図るための活動を行う。	主任児童委員、民生委員・児童委員	
保健関係	保健所、保健センター	都道府県、指定都市、中核市又は特別区(各地方公共団体の民生主管部局)	①児童の健康相談、健康診査、保健指導等、②薬物乱用についての相談を受け、指導・助言等を行う。	医師・保健師等
	精神保健福祉センター	都道府県及び指定都市(各地方公共団体の民生主管部局)	精神保健に関する相談・指導・支援等を行う。	精神科医・精神保健福祉士・保健師等
地方公共団体	市町村	市町村	要保護児童及び児童虐待の通告を受理し、当該児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するとともに、児童の福祉に関し、①必要な実情の把握に努める、②必要な情報の提供、③家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。	家庭相談員、保健師等
	要保護児童対策地域協議会	地方公共団体(市区町村、都道府県)	要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報その他必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	市町村職員、福祉事務所職員、児童相談所職員、関係機関・関係団体職員等
	少年補導センター	地方公共団体(教育委員会、青少年対策部局、児童福祉部局等)	①少年の非行防止に関係のある行政機関、団体、ボランティア等と協力し、街頭巡回など少年非行防止活動、②少年非行や犯罪被害に関する相談活動、③少年のためのよりよい環境づくり(環境浄化活動)、④青少年団体指導者の研修や青少年の文化・スポーツ学級・講座等、積極的な健全育成活動、などを行う。	少年補導委員等
警察関係	警察署	都道府県警察(生活安全部少年担当課)	①少年非行や犯罪被害に関する相談活動、②非行少年の検挙・補導、不良行為少年への注意・助言・指導等、③犯罪被害少年への助言・支援等、④児童虐待について児童相談所への通告・支援活動、虐待者の検挙、⑤家出人捜索願を受理し、家出少年の発見・保護、⑥非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など、少年非行を未然に防止するための啓発活動を行う。	警察官
	少年サポートセンター	都道府県警察	①少年非行や少年の犯罪被害に関する相談活動、②非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、③犯罪被害少年への助言・支援、④非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など、少年非行を未然に防止するための啓発活動、などを行う。	少年非行対策等に関し、専門的知識を有する者(少年補導職員・少年相談専門職員)
	少年警察ボランティア	委嘱:警察本部長・警察署長等	①警察署や少年サポートセンターとの合同補導など、少年非行を未然に防止するための啓発活動、②少年のためのよりよい環境づくり(環境浄化活動)、③非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、などを行う。	少年補導員、少年指導委員、少年警察協働員、被害少年サポーター(地域のボランティア)
更生保護関係	保護観察所	国(法務省保護局)	①家庭裁判所の決定等により保護観察となった少年等に対し、遵守事項を守るよう指導監督し、自立した生活を営むことができるよう補導支援等を行う。②犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域社会の活動を促進する。	保護観察官
	保護司	委嘱:法務大臣	①保護観察官と協働して、家庭裁判所の決定等により保護観察となった少年等に対し、遵守事項を守るよう指導監督し、自立した生活を営むことができるよう補導支援等を行う。②犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与する。	保護司
司法関係	家庭裁判所	国(最高裁判所家庭局)	送致・通告された非行少年について、家庭裁判所調査官は少年の性格や成長の過程、日ごろの行い、環境などについて調査を行う。裁判官は、調査の結果を検討した上で、審判が必要と考えた事件について審判を開き、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致等の保護処分等を決定する。	家庭裁判所調査官

参照:「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」(学校と関係機関等との行動連携に関する研究会)

資料.3

地域特有の社会資源の活用例

群馬県には「G-SKY Plan」という県の事業がある。この事業は、「青少年の自立を促す機会を提供するため、地域の青少年団体等と連携・協力し、継続的な活動の場（居場所）をつくる事業」とされている。本事業では、青少年指導の経験豊かな「体験活動コーディネーター」が県青少年会館に配置され、青少年や保護者から個別に直接相談を受けたり、相談機関等を通じて相談を受けたりして、青少年一人ひとりの特性や希望をもとに、ボランティア活動などの体験活動の場を提供する受け入れ団体との連絡調整を行いながら、青少年の活動の場への参加を促す役割を果たしている。

本事業は、県教育委員会の生涯学習課所管の事業のため、学校関係者にはあまり知られていないが、相談員等が本事業の存在を知り、積極的に活用することで、不登校や問題行動の改善につながった例が報告されるようになってきている。

